

離婚したときの手続

- ◇ 離婚したときの区役所での主な手続のご案内です。
- ◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 外国籍の方は、出入国在留管理局(入管)で手続が必要になることがあります。

令和8年4月更新

南区役所

| 手続が必要な場合 | 手続 | 手続に必要なもの | 担当窓口 | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--|---|--|-----------|-------------|-------|---------|-------------|-------|-----------|-------------|---------|---------------|
| 離婚届を提出する | 離婚届 | <input type="checkbox"/> 離婚届(成年の証人2人の署名が必要です。) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) *裁判離婚、調停離婚の場合はその他資料が必要となる場合があります。詳しくは窓口等でご相談ください。 | 2階11番 戸籍課 戸籍担当 TEL 341-1115 もしくは 本籍地区区町村役場 | | | | | | | | | | | |
| 離婚後も姓を変えず、婚姻中の姓を使用したい | 離婚の際に称していた氏を称する届 *離婚と同時に又は、離婚の日から3か月以内に提出してください。 | <input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届 | | | | | | | | | | | | |
| 届出後の戸籍証明書が必要な場合(横浜市南区で届出を行った場合) | 戸籍が取れるようになるまでの日数(目安) | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本籍地が横浜市南区</th> <th>本籍地が横浜市南区以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内で取得</td> <td>14営業日程度</td> <td>1箇月程度(目安)※1</td> </tr> <tr> <td>市外で取得</td> <td>2週間程度(目安)</td> <td>1箇月程度(目安)※1</td> </tr> <tr> <td>コンビニで取得</td> <td>10営業日程度(目安)※2</td> <td>1箇月程度(目安)※3</td> </tr> </tbody> </table> ※1 詳細は本籍地区区町村役場へお問合せください ※2 横浜市外にお住いの方は、事前に利用登録が必要です。 ※3 コンビニ交付を行っていない自治体もございます。詳細は本籍地区区町村役場へお問合せください | | | 本籍地が横浜市南区 | 本籍地が横浜市南区以外 | 市内で取得 | 14営業日程度 | 1箇月程度(目安)※1 | 市外で取得 | 2週間程度(目安) | 1箇月程度(目安)※1 | コンビニで取得 | 10営業日程度(目安)※2 |
| | 本籍地が横浜市南区 | 本籍地が横浜市南区以外 | | | | | | | | | | | | |
| 市内で取得 | 14営業日程度 | 1箇月程度(目安)※1 | | | | | | | | | | | | |
| 市外で取得 | 2週間程度(目安) | 1箇月程度(目安)※1 | | | | | | | | | | | | |
| コンビニで取得 | 10営業日程度(目安)※2 | 1箇月程度(目安)※3 | | | | | | | | | | | | |
| 離婚に伴って住所を異動する場合は、「引っ越しの手続」をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 離婚した夫婦の住民票を別世帯にする | 住民異動届(世帯分離) | <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) *代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続をする場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。 | 2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118 | | | | | | | | | | | |

◎離婚により氏名変更した場合

| 手続が必要な場合 | 手続 | 手続に必要なもの | 担当窓口 |
|--|---|---|---|
| 氏名変更前の氏で印鑑登録をしている(氏ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く) | 印鑑登録は自動的に抹消されます。 | *本人以外が申請する場合や本人確認書類の種類によって、手続・必要書類が異なりますので、ホームページや電話で確認のうえ、窓口にお越しください。 | 2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118 |
| マイナンバーカードを持っている(氏名変更の場合) | 券面記載事項変更届 *マイナンバーカードは暗証番号の入力が必要です。 | | |
| マイナンバーカードに署名用電子証明書を登録している | これまでの署名用電子証明書は失効します。引き続き利用される方は新規登録手続が必要になります。 | | |
| 国民年金に加入している | 原則として手続不要 | 日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511 | 2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129 |
| 年金を受給している | 原則として手続不要 | 日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511 | 2階18番 保険年金課保険係 TEL 341-1126 |
| 右欄の資格確認書、手帳、受給者証等を持っている場合は、氏名変更届がそれぞれ必要です。 | 氏名変更、住所変更、世帯主変更等の届出 | 国民健康保険資格確認書等(お持ちの方のみ)、介護保険被保険者証等 | 2階19番 保険年金課給付担当 TEL 341-1128 |
| | 後期高齢者医療資格確認書、重度障害者医療証 | | |
| | 身体障害者手帳、療育手帳(18歳以上) *18歳未満は、2階25番子ども家庭支援課(TEL341-1152) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療※健康保険に変更がある場合は、健康保険証情報が必要/更生医療)、特定医療費(指定難病)受給者証 *小児慢性特定疾病、養育医療、育成医療は、2階25番子ども家庭支援課(TEL341-1148) 障害福祉サービス受給者証(18歳以上) | | 2階23番 高齢・障害支援課 TEL 341-1136 |
| 医師、看護師、薬剤師、調理師等の資格を持っている | 籍(名簿)訂正・免許証書換交付申請 | <input type="checkbox"/> 各免許証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書) *ケースにより必要なもの・手続が異なりますので、必ずお問い合わせください。 | 4階44番 生活衛生課 食品衛生係 TEL 341-1191 |
| 犬を飼っている(犬の所在地、所有者情報に変更がある場合) | 飼い犬の登録事項変更届 | 必要な持ち物はありません。 | 4階43番 生活衛生課 環境衛生係 TEL 341-1192 |
| 125cc以下のバイクを持っている | 原動機付自転車の登録変更(氏名変更)の届出 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 | 3階32番 税務課 TEL 341-1160 |

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など

裏面へ続く

◎離婚により扶養関係に変更がある場合

| 手続が必要な場合 | 手 続 | 手続に必要なもの | 担当窓口 |
|----------------------------------|-------------------|--|---|
| 厚生年金等に加入している配偶者の扶養から外れた | 国民年金種別変更手続 | <input type="checkbox"/> 基礎年金番号が確認できる書類またはマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> 扶養から外れた日がわかる書類 | 2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129 |
| 配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、国民健康保険に加入する | 国民健康保険資格取得届 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> 健康保険扶養認定削除証明書 | 2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126 |
| 離婚前から引き続き国民健康保険に加入する | 国民健康保険資格取得届(世帯変更) | <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書等(お持ちの方のみ) | |

◎子どもがいる方が離婚した場合

| 手続が必要な場合 | 手 続 | 手続に必要なもの | 担当窓口 |
|---|---|--|---|
| 戸籍の変更 | 離婚届を出しただけでは子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍の変更については、担当窓口にお問い合わせください。 | | 2階11番 戸籍課戸籍担当 TEL 341-1115 |
| 小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する(ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く) | 小児医療費保護者変更届 小児医療加入保険変更届 | <input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 子どもが加入した健康保険の内容がわかるもの(「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータルの健康保険証画面」等) | 2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128 |
| 児童手当を受給する保護者を変更する | 新たに受給者になる方による請求手続 *申請日の翌月分から支給対象となります(さかのぼっての支給はできません)。 | <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳など口座のわかるもの *請求者の被保険者情報がわかる書類(「日本郵政共済組合」に加入している場合のみ) | 2階25番 子ども家庭 支援課 TEL 341-1148 |
| | 今まで受給していた方の消滅手続 | 特にありません。 | |
| 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の保護者を変更する(18歳未満) | 変更届 | <input type="checkbox"/> 各手帳 | |
| 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の受給者を変更する(18歳未満) | 変更届、異動届 | <input type="checkbox"/> 各受給者証 | |
| 障害児関連の手当を受給している(20歳未満) | 受給者、扶養義務者等の変更等 | <input type="checkbox"/> 各手当の証書 *詳細はお問い合わせください | 2階25番 子ども家庭 支援課 TEL 341-1152 |
| ひとり親家庭になった場合 | 児童扶養手当の請求 *所得制限等、受給には審査があります。 *20歳未満で高等学校に在学中の児童は対象外です。 | *住民登録の状況により必要書類が異なりますので、窓口でお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書)* <input type="checkbox"/> 対象児童と請求者が含まれる世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)* ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡します。 <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 など | |
| | *ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で政令の定める程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校に在学中の児童を扶養している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者の所得制限があります。 | 特別乗車券の申請 | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 |
| | ・ひとり親家庭等医療費助成の申請(対象者には横浜市(☺)福祉医療証が交付されます。) | <input type="checkbox"/> 健康保険の内容が確認できるもの(「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータルの健康保険証画面」等) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 前々年分課税証明書(全件) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) (児童扶養手当証書を持っていない方の場合) *ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。 *ひとり親医療費助成の対象になると、水道料金の減免を受けることができます。医療証と一緒に送付される「しおり」のQRコードを読み取り、水道料金等相当額減免申請を行ってください。 | 2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128 |
| | *粗大ごみ処理手数料減免申請もできます。詳細は、粗大ごみ受付センター(TEL0570-200-530、IP電話・携帯電話等の通話料割引サービスを利用される方はTEL330-3953)にお問い合わせください。 | | |
| 福祉保健に関することを相談したい | くらしのこと、子どものこと等について、ケースワーカーと保健師が総合的に相談に応じます。 | | 2階25番 子ども家庭支援課 TEL 341-1153 |
| 地域の民生委員・児童委員に相談したい | お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員に、生活に関する相談、福祉サービスの利用についての相談等を希望される場合、お問い合わせください。 | | 4階42番 福祉保健課 運営企画係 TEL 341-1182 |

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など